

第2次船橋市総合計画（基本構想・後期基本計画）

生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし

（令和4年4月1日から第3次船橋市総合計画の計画期間を開始していますが、本冊子の内容は令和3年度の実績が主となることから、第2次船橋市総合計画の内容を記載しています。）

I 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち

（子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成）

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が分け隔てなく平等に社会参画でき、住み慣れた地域社会や家庭で一人ひとりが大切にされ、心ふれあいながら、ゆとりと生きがいを持って、健やかに安心して暮らし続けられるまちを目指します。

本格的な長寿社会の中で、高齢者や障害者が社会の一員として自立し、生きがいを持って生活できるよう、いたわりあいや支えあいの心を共有する温かい地域社会をつくります。

また、市民が生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、日々の安心な生活を支えるしくみや体制の充実を図ります。

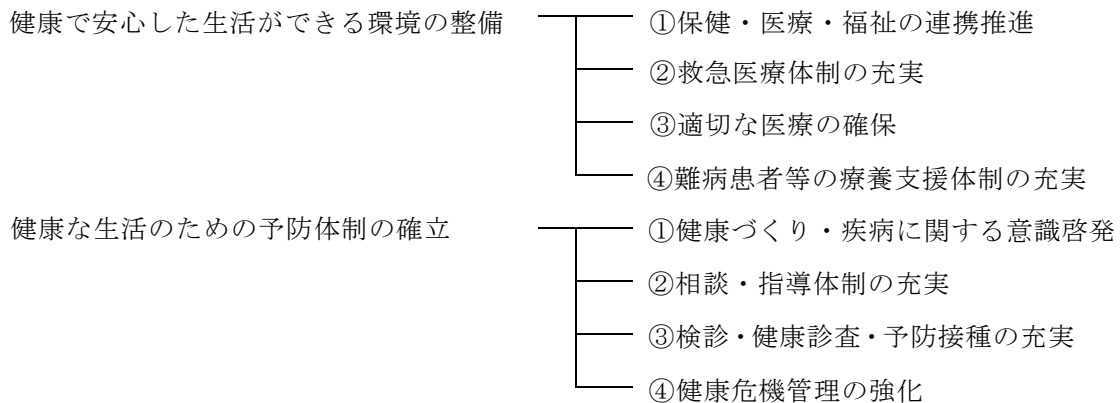
さらに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

1. 生涯にわたる健康づくりの推進

すべての市民が「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生涯にわたって健康に恵まれ、明るく生き生きとした生活を送れるよう、保健・医療・福祉の連携による総合的な施策を推進するとともに、それぞれの年代に応じた健康づくりや疾病の予防事業などの充実を図ります。

また、市民が安心して暮らせるよう、地域保健医療システムの整備を進めます。

[施策の体系]

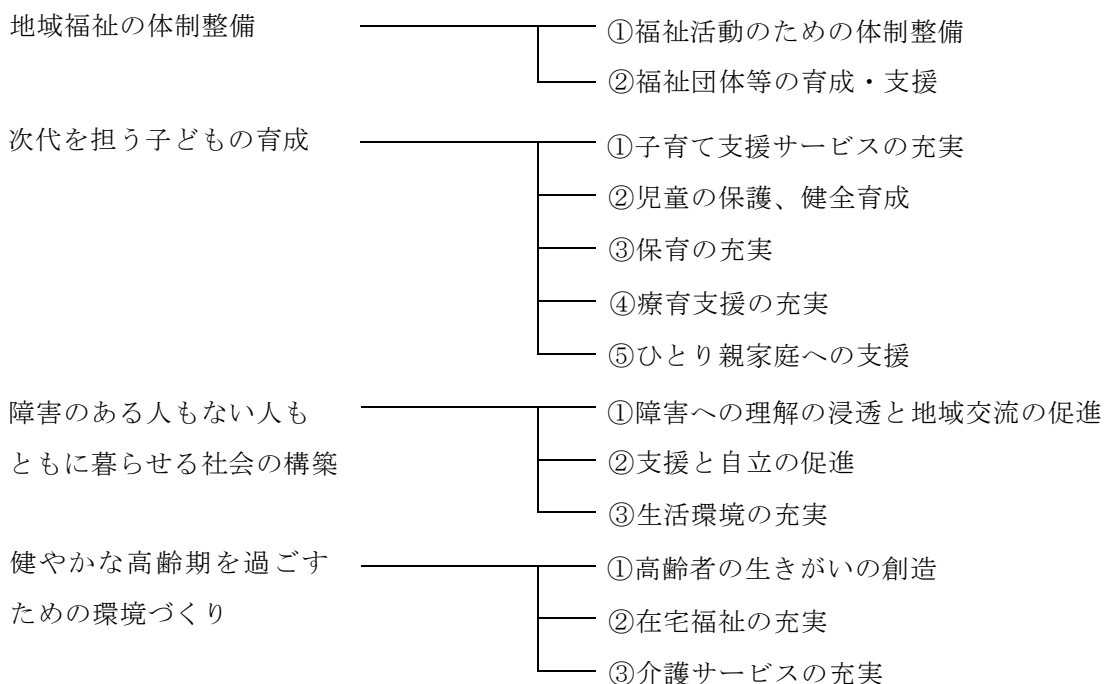


2. 心のかよった社会福祉の推進

市民の社会福祉に対する多様なニーズに対応するため、地域に根ざした社会福祉体制の整備・充実を図ります。子どもを産み育てることに夢を持てる環境づくりや高齢者が明るく生きがいのある人生を送れるような環境の整備、障害者が自立し安心して日常生活が送れるようなまちづくりを進めます。

また、保健・医療・福祉の連携を強化し、市民、福祉団体、行政がそれぞれの役割を分担しながら、地域ぐるみで支えあう社会福祉を推進します。

[施策の体系]

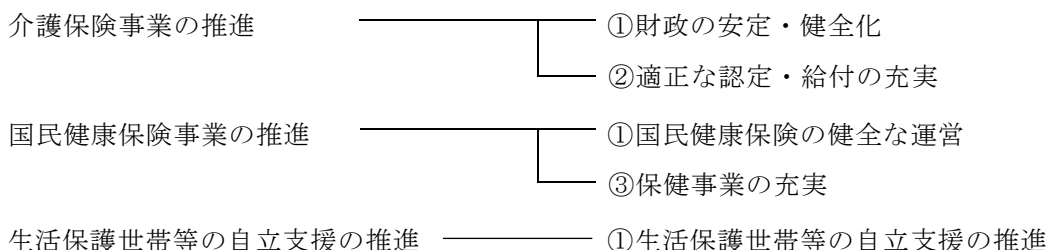


3. 安心した生活を支える社会保障の充実

社会保障の重要性がますます高まる中で、介護を社会全体で支えるしくみを整備するとともに、介護保険、国民健康保険については、適正な運営を行います。

また、援護措置が必要な市民が自立した生活を送れるよう、生活相談や指導の充実を図ります。

[施策の体系]



II いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち

(自然と都市と市民生活が調和した安心・快適都市の形成)

生活に潤いを与えてくれる「自然」と便利な暮らしを支える「都市」とそこで生活する「ひと」とが調和のとれた関係を保ち、安全で快適な安らぎのあるまちを目指します。

潤いのある心豊かな市民生活のために、海や川や緑といったかけがえのない自然を活かしながら、「ひと」と「自然」が共生する環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

また、清潔で快適な生活基盤の整備、消防・防災体制の充実など、市民の生命と暮らしを守る生活環境を整え、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちをつくりまします。

3. 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めるほか、河川等の治水対策、公園の防災対策、建築物の耐震対策など、都市の防災機能の強化を図るとともに、危機管理の一元化を推進します。

また、生活衛生の向上や防犯対策の充実に取り組むとともに、良好な住環境の整備を図るなど、市民が安心して暮らすことのできる生活環境づくりを進めます。

[施策の体系]

市民の安全・安心を守る災害対応の充実 ————— ②防災体制の充実

市民を守る消防体制の充実 ————— ③救急体制の充実

VI 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

(市民に開かれ、ともに考え育んでいく都市の形成)

市民が意欲を持って市政や地域活動に参加し、お互いの役割と責任を果たしながら、協働によるまちづくりを目指します。

市民の創意と意欲をまちづくりに活かすため、多様な市民参加を進めるとともに、市民の自発的活動を促進します。また、地域の特性を活かし、市民の身近なまちづくりを展開するため、市民生活の基礎となるコミュニティの育成と活性化を図るなど、市民と行政の協働を基本にしたまちづくりを進めます。

また、男性と女性がともに平等に社会や地域の中で参画できる環境を整えます。

さらに、地域情報化のための基盤や各種情報システムの整備を行うことにより、市民サービスの向上と市民と行政との情報の交流・共有化を進め、豊かで快適な市民生活の実現を図ります。

3. 男女共同参画社会の形成

男女がお互いに人間として尊重され、自立し、平等に責任を負いながら、家庭・職場・地域等あらゆる分野で個人の持つ能力が十分に発揮できるよう、男女平等意識の啓発や社会的条件を整備するなど、男女共同参画社会の形成を図ります。

[施策の体系]

男女共同参画社会の形成

————— ③女性と男性の間に生じる暴力の根絶